

「養親－養子」家族における「産みの母」の位置：核家族への示唆

樂木章子（岡山県立大学）¹

要 約

本研究は、ある養子斡旋団体を通じて養子を迎えた家族の中で、産みの母がいかに位置づけられているかを検討したものである。その養子斡旋団体は、養子を迎えた後、養親－養子関係について秘密にすることなく、なるべく早くから養子に伝えていくよう指導している。また、産みの親の権利をも尊重し、産みの母、養親、養子が希望すれば、養子が産みの母と会えるよう努めている。本研究では、4組の養親夫婦にインタビューを行い、①日々の生活における産みの母に関する言及、②産みの母との手紙のやりとりや、産みの母から養子への贈り物、③産みの母と養子の面会についての経験を調査し、それを通して、家族の中で産みの母がどのような位置づけにあるのかを考察した。その結果、養親・養子の間には「産みの母に感謝すべし」という規範が形成されており、産みの母は、その規範が帰属される（ある程度）抽象的な身体として位置づけられていると考察した。養子の成長の区切り（小学校入学など）では産みの母との面会をもちつつも、頻繁な接触は避けられる傾向にあることも、規範が帰属される身体としての抽象性を保持する機能、すなわち、過度に具象的となることを回避する機能をもつと解釈した。最後に、育てる親と育てられる子という集団の外部に、（子育てをめぐる）規範が帰属される身体を有していない核家族に対する本研究の含意を述べた。

キーワード：養子、産みの母、規範、核家族

1. 血縁なき血縁関係

現親が子を殺し、子が親を殺す ---- そんな陰惨な事件があとを絶たない。もはや、血のつながり（血縁関係）だけでは、殺さないという最低限の親子関係さえも維持されなくなったのだろうか。

血縁関係は、親子が親子であるための基本的根拠として機能してきた。親の厳しいしつけに、「どうして、そんな大声で僕を叱るのか」と泣きわめく子ども。それに対して、「お前に立派な人間になってほしいからだ」と応じる親。「何で自分に立派な人間になってほしいのか」とやり返す子ども。しかし、その子どもでさえ、「お前は血を分けた子どもなのだから」という親の説明に、「どうして、あなたと僕は血を分けた関係になったのか」という言葉は返さないだろう。通常の家族においては、血縁関係は、それ以上はさかのぼれない根拠（親子が親子であることの基本的根拠）なのだ（樂木, 2005）。

¹ 岡山県立大学保健福祉学部 arakugi@fhw.oka-pu.ac.jp

では、「血縁なき血縁関係」、すなわち、養子縁組によって結ばれた養親・養子の間では、何が血縁関係に代わる根拠になるのだろうか。また、その根拠はいかにして構成されるのだろうか。そのような「血縁なき血縁関係」は、血縁で結ばれた通常の親子関係に対しても示唆を与えてくれるかもしれない。

筆者は、かつて、養子縁組を斡旋する二つの団体で行われている養親希望者への研修を参加観察したことがある（樂木, 2003, 2005, 2006）。その研修では、第一に、研修では、養子斡旋に当たっての重要なポリシーが説明される。そのポリシーとは、養子と面会するまで養子については何の情報も与えない、あるいは、一旦面会した養子を拒否することは許されないというポリシーである。そして、もし、そのポリシーに従わなかった場合には、斡旋団体との関係は一切解消されることが明言される。このポリシーは、通常の出産に近い状況を作り出す。もちろん、通常の出産では、胎児の異常により出産があきらめる事態もありうるが、いざ出産に至れば、生まれた子どもとは、その子どもの状態にかかわらず親子関係が成立する。そこには、自分の子どもとして認知するかどうかという選択の余地はない。斡旋団体のポリシーは、養子との出会いを、限りなく通常の出産状況に近づける機能を果たしている。それは、養子との運命的とも言える出会いを、親子関係成立の根拠にする試みと言ってもよいだろう。

第二に、研修では、養子を迎えた後、養親・養子関係にあることを秘密にすることなく、なるべく早期から養子に伝えるよう指導される（樂木, 2003, 2005, 2006; Rakugi, 2007）。とくに、二つの養子斡旋団体のうち本稿で取り上げる団体では、養親・養子関係について、養子がものごころついたときに改まって告知するのではなく、養子を迎えた早期から日常生活の中で徐々に伝えていくよう指導している。これについては、後に、具体的な事例を交えて詳しく紹介する。

こうして、養親は、前途多難な子育てを覚悟の上で、運命によって自らに「与えられた」存在として養子を迎えることになる。本稿は、新しい家族生活のスタートをきった養親・養子の「その後」を追ったものである。とくに、養親・養子関係にあることを積極的に伝えながら養子を育てる家族において、言いかえれば、産みの母の存在を積極的に伝えていく家族において、産みの母がどのように位置づけられていくのかという点に注目する。それは、運命的な出会いという親子関係の根拠がより強化される一つのプロセスを検討することにもなる。

2. 対象とする団体の特徴

本論に入る準備として、本稿で取り上げる養子斡旋団体の特徴を整理しておこう。まず、特徴の第一は、多くの養子斡旋団体とは異なり、さまざまな理由で予期せぬ妊娠に至った女性をサポートするために設立されたという点にある。その設立経緯の詳細については別稿に譲る（樂木, 2005, 2006）が、この団体の設立者で、現在もリーダーの立場にある女性は、予期せぬ妊娠に至った女性からの相談に対応している。ここに言う予期せぬ妊娠には、厳密な意味での「予期せぬ」という言葉にはおさまりきれない多様なケースが含まれる。たとえば、レイプによる妊娠、不倫関係による妊娠、家庭の貧しい経済状態で避妊をしていたにもかかわらず妊娠してしまったケースのように、文字どおり予期せぬ妊娠もあれば、

恋愛関係にあって結婚の約束した後の妊娠によって男性が姿を消したり、男性から出産を拒否されたケースなども含まれる。

これらの女性からの相談に対して、団体のリーダーは、妊娠初期であれば、出産する・出産しないという選択肢を提示し、出産するという選択肢の中には、自分で育てられない場合には養子縁組という道もあることを説明する。また、もはや人工中絶ができない段階の女性には、生まれる子どもの幸せを真に熟慮した結果であるならば、育てない権利もありうることを説明（団体では、育てない決断を「手放すことも愛」と尊重する）し、その場合には、養子縁組が一つの方途になることを紹介する。このように、まずは、予期せぬ妊娠をした女性のサポートが目指され、そのための手段として養子縁組が位置づけられている。

この団体の特徴の第二は、セミ・オープン・アドプションという形態をとっている点である。養子縁組（アドプション）を、産みの母と養親・養子家族の関係という点で大別すると、オープン・アドプション、セミ・オープン・アドプション、クローズト・アドプションの3種類に分類することができる。まず、オープン・アドプションとは、産みの母と養親・養子家族が自由に接触できることを前提とする形態である。もちろん、両者の面会に対しては、両者の合意が必要とされるが、合意さえあれば両者は自由に面会できる。その反対がクローズト・アドプションであり、両者とも他方について一切情報が与えられず、したがって、接触する術もないという形態、さらに言えば、互いが接触を避ける形態である。しかし、クローズト・アドプションでも、養子が産みの母についてまったく知ることができないかという点、そうではない。従来からの普通養子制度に基づく普通養子であれば、産みの母は戸籍に記載されているし、安定した養親・養子関係を保証するために1998年に施行された特別養子制度に基づく特別養子²（詳しくは、米倉, 1998）であっても、養子が成人になれば戸籍をたどって産みの母を特定することができる。

その中間的な形態がセミ・オープン・アドプションであり、養親・養子が希望すれば、団体の判断とその仲介によって、産みの母との面会が可能になるという形態である。したがって、いかに養親・養子が産みの母との面会を希望しても、産みの母の意向や状態から面会は困難と団体が判断すれば、面会は実現しない。また、産みの母の行く末を掌握できるとは限らないので、養親・養子から面会の希望があっても応えようがないという場合もある。このように、原則として、面会はもとより、プレゼントや手紙などの間接的な関わりについても団体の判断と仲介を経ることが定められている。もちろん、手紙や面会で、一旦互いの住所がわかれば、自由にコンタクトをとることは可能であるが、その場合でも、かりに産みの親側が接触を望まなければ、団体に介入を求めることができる。一方で、育て親家庭には、養子の成長記録や写真等を、団体を介して産みの親宛に送ることが奨励されている。しかし、実際にそれらの写真が産みの親側に届いているのかどうかはわからない。産みの親の意向で、育て親家庭からの贈り物の類が団体でストップしている事例もか

² 特別養子縁組とは、子どもの福祉を重視し、子どもの利益を図るために1988年に制定された養子縁組制度である。従来の普通養子縁組とは異なり、子どもとその実親側との法律上の親族関係を断絶し、実親子関係に準じる安定した養親－養子関係を家庭裁判所の審判によって成立させる制度であり、離縁は原則として認められない。なお、戸籍の記載も実子と同様の扱いとなる。

なりあると考えられる。逆に、産みの親側からのプレゼントや手紙は、育て親家庭の意向に関わらず団体を通じて送られてくる。なお、本稿で取り上げる団体は、原則として、斡旋する養子縁組において特別養子としての手続きを踏んでいる。

本稿で取り上げる団体の特徴の第三は、その団体によって養子縁組をした養親・養子家族が全国的なネットワークを組織している点である（樂木,2005,2006）。そのネットワークは、養親希望者に対する説明会をはじめ団体の活動を直接・間接に担い、養親・養子家族が互いに支え合う活動を展開している。言うまでもなく、養親・養子家族の生活は、近隣家族、保育園・幼稚園、学校を含むコミュニティの中で営まれる。そのコミュニティは、血縁で結ばれた親子関係を前提とした行為で満たされている。養親・養子家族は、そのような前提の大海に浮かぶ孤島のような存在だ。乳幼児の顔をのぞき込みながら「お父さん似ね」といった、たわいもない会話も、養親の心を傷つける。「皆さんが生まれたときのことについて、ご両親から話を聞いてきましょう」といった小学校の宿題に、養親・養子は特別の対応が強られる。上記のネットワークは、そのような養親・養子家族に特有の悩みや問題、あるいは、子育て一般の苦労を共有し、互いに経験を披瀝しあい支え合う場を提供している。筆者は、そのネットワークの活動に参加しつつ、養親たちの話を聞き、また、養子たちの成長する姿を見守ってきた。次節で紹介する事例も、そのような過程で収集したものである。

3. 産みの母をめぐる事例

では、養親・養子家族において、産みの母はどのように位置づけられていくのか、具体的な事例を見てみよう。以下に紹介する事例は、上記の養親・養子家族ネットワークのメンバーである4組の夫婦へのインタビューに基づいている³。これらの夫婦は、いずれも、結婚後7-8年間子どもに恵まれず、上記の斡旋団体を通じて、産みの母を異にする2人あるいは3人の養子を迎えている。インタビュー当時（2006年～2007年）、以下に登場する計9人の養子の内訳は、中学生1人、小学生8人（男児5人、女児4人）であった。

インタビューにおいて産みの母について語られる文脈は、次の3つに分けることができる：①日々の生活における産みの母の存在に関する言及、②産みの母との手紙のやりとりや、産みの母から養子への贈り物、③産みの母と養子の面会。以下、これら3つの文脈ごとに、インタビューで収集した事例を紹介することにしよう。

（1）産みの母の存在に関する言及

前に述べたように、本稿で取り上げた斡旋団体は、養子を迎えた早期から、産みの母の存在を養親が養子に伝えていくよう指導しており、実際に、インタビューを行った養親も、それを実践していた。ちなみに、この団体では、「告知」という一般的な用語ではなく、「テリング」という用語（英語の現在進行形の用語）を使用している。そこには、ものごころついた時に意を決して行う「告知」ではなく、日常生活の中で産みの母の存在を常々「テ

³ 本論文は、協力者への倫理的配慮やインフォームドコンセント、論文化に当たっての許諾確認を行った。

リング」しつつ、それを前提にした家族生活を送ってほしいという意図が込められている。

では、養親は、どのようにテリングしているのだろうか。その典型的な例を紹介しよう(表 1a:事例 1-7)。

これに先立ち、事例に出てくる記号について、補足しておく。登場する4つの「養親—養子」家族は、それぞれA家、B家、C家、D家と記載されている。それぞれの家庭の子ども達(養子)は、年齢の高い順(養子となった順でもある)に、a、bと記号化した。同じaでも、A家のaとB家のaは、別人である。また、産みの母は、Xと記号化し、例えば、aの産みの母は、aXとなる(ただし、A家のaXとB家のaXは別人である)。

表 1a. 産みの母の存在に関する言及

事例 1

散歩しながら、「こんな楽しく散歩ができるのも、aXちゃん(aくんの産みの母)が元気に産んでくれたからだよね。」といった感じで語りかけました。(A家・乳児期)

事例 2

「(産みの母は)aくんのことは大好きなんだけど、どうしても育てられないから、お母さんたちを探したんだよ」と言いました。子どもも「髪の毛長かった?どんな顔してた?」といったことを尋ねました⁴。(A家・幼児期)

事例 3

最初の頃は、絵本を読みながら、でした。外国の絵本を和訳した絵本でした。私たちのような立場の親(養子を希望する親)に、「子どもが生まれた」という電話があり、病院に子どもを迎えに行くというストーリーでした。その絵本には、家系図の絵も入っていました。その家系図には、子ども、産んでくれたお母さん、育ててくれたお父さんとお母さん、それに、家で飼っている犬まで入っていました。そんな絵本を一緒に見ながら、テリングしていました。

最初迎えに行ったときに、産んでくれたお母さんとおばあさん(産みの母の母親)に会っていますので、その印象は話しています。それから、「君は、どこで生まれたんだよ。生まれて何ヶ月で迎えに行ったよ。髪の毛がまったくなくて、男の子かとお父さんは思ったよ」というふうに。乳児院に迎えに行ったとき、(養子が)広い部屋にポツンと一人いました。そこで、「おもちゃで遊ぼう」と寄っていくと、ポツッと私の膝に乗ったんですね。その印象は未だに忘れられず、その話を本人にもしています。(B家・幼児期)

事例 4

本を読むような調子で、「aくん(養子のこと)をお母さんとお父さんは飛行機で迎えに行きました。初めて会ったときは泣いてしまいました。それから、新幹線で5時間かけて、〇〇県(当時の自宅があった地方)のおうちまで行きました」。(A家:幼児期)

事例 5

「aくんは、最初は山田aくん(山田は産みの母の姓:仮名)で、bくんは鈴木bくん(同)だっ

⁴ 産みの母と面会した際に、産みの母がわが子のほっぺたをポンポンと触り、「幸せになれよ」と言い、養親(養父)は、「僕が、あなたの人生も背負いますから」と応えたという。

たんだよ。そして、aくんは〇市で、b君は△市で生まれたんだよ。aくんは（産みの親の）5人目の子どもだけど、うちでは長男。bくんは長男だったんだけど、この家に来たから次男坊になったんだ、我慢してね。」などと話しました。（D家・幼児期）

事例6

養子が赤ちゃんのころのアルバムを見せながら、「自分たち夫婦には子どもができなかったこと、産みの母から迎えたこと」を話しました。（C家・幼児期）

事例7

「（本は）明るいところで読みなさい。aXちゃんはメガネかけていたから、あんたも目が悪くなるよ。」と言ったりします。（A家・学童期）

養親から生まれたのではなく、別に産みの母がいることを知らされた子どもの反応は、さまざまである（表1b：事例8・9）。養親・養子の組み合わせによっては、養親が産みの母とまったく面会していない場合もある。したがって、同じ養親に育てられている養子でも、養親が産みの母に会ったことがある養子もいれば、そうでない養子もいる。育て親の産みの母との面会の有無が、子どもの反応に影響している可能性は否めない（表1b：事例10）。とくに、養子が小学校の高学年から中学生という青年期・思春期になると、養子の自己主張の高まりとともに、産みの母をめぐる養親と養子の相互作用も複雑なものになる（表1b：事例11）。

表1b. 産みの母の言及に対する子どもの反応

事例8

「もっと、もっと」と話をねだりました。また、横で聞いていた2番目の子も、自分のお話をねだりました。（A家・幼児期）

事例9

2歳か3歳の頃、「実は、お父さんとお母さんの他に、お父さんとお母さんがいるんだよ」と話したところ、泣きながら「ウソだ!」と言いました。まあ、そうですね。到底予想もしないことを言われたわけですから。その後、私たちは、テリングをしながら育てていくという気持ちが強くなりましたし、どうしたらうまく伝えることができるかを考えるようになりました。（B家・幼児期）

事例10

上の子は「僕を生んだお母さんはどんな人？」とよく聞いていましたが、下の子は聞きませんね。3人一緒に風呂に入るので、そのときに上の子が「（産みの母に）会いたい」と言うので、下の子にも「どう？」と聞いたことが何回かありますが、「うーん？」とごまかすんです。会いたいとは言ったことがない。それを、上の子は、「どうなってるの？」という顔で聞いています。上の子に「お母さんはどんな人か」と聞かれても、ずっと答えられますが、下の子の産みの母とは会ったことがないので……。それが、下の子には伝わっているのかもしれませんが。（D家・学童期）

事例11

小学校6年の頃から「この家に私の居場所はない、この家は嫌い、こんな家に来なきゃよかった」と頻りに言うようになり、反発するようになりました。ある日、私たちをひどく罵倒し、つかかかってきましたので、「いい加減にしろ」とほったたをバシッと叩いたんです。そしたら、夜、外に飛び出していきました。車で探しまわって、やっと見つかり、車に乗せて、無言のドライブに。しばらくぐるぐる回って、公園のベンチに座りました。「そんなに私たちのことが嫌いなのか？この家がいやなの？」と聞くと、「うん」と言い切るんです。「だって、みんなと違うやろ。なんで、養子なの」と。みんなと違うのがいやだって言うんです。そこで、両親が離婚し、再婚した母親と生活している友人yちゃんの話をして、「yちゃんだって、お父さんとは血が繋がっていない。そういう人もいるでしょう」と言いました。すると、長女が、「でもyちゃんは、産みの親を知っている。私は知らん。それが不幸よ」と言ったんです。私が、「あーそうか、あんたは、産みのお母さんを知らんことを言ってるのね」と言うと、「うん」とうなずきました。「あんた、産みのお母さんに会いたい？」って聞くと、「うん」って言うから、「じゃ、会えるかどうかわからないけど、その努力はするよ」と言って、その日は落ち着いたんです。翌日は、けろっとしていました。その後は、私たちを罵倒するようなことはなくなりました。きっと、言いたいことを言えたんでしょうね。「私は、みんなと違うことがいやだ」と。「よくぞ、言ってくれた」と思いました。(C家・思春期)

産みの母への言及は、養親と養子の間だけでなされるのではない。親しくつきあう近所の人、あるいは、養子が通う幼稚園・保育所や学校の教師や友人に対して、養親・養子であることを表明するか否かという問題もある(表1c:事例12-16)。

表1c. 産みの母の存在に関する第三者への言及

事例12

小学校には、必要になれば(養子であることを)言いました。たとえば、「命の教育」という授業で、「お母さんのお腹の中にいたときのことを、お母さんに聞いてくるように」という宿題が出るのですが、それはできませんからね。その時には、担任の先生に事情を説明して、「子どもが家に来たときのことを書きます」と言いました。(C家)

事例13

上の子が小学校2年生の時、「命の授業」があるので、家庭訪問の時に先生に話をして、「(団体を紹介した)ビデオを見ておいてください」と言いました。3年生の時には、担任の先生には何も言いませんでした。余計に気を遣われるのもイヤでしたから。でも、4年生の時には、子どもが学校で(自分が養子であることを)言っていることを知り、何かあったときには先生にサポートして欲しかったので、先生に話をしました。一方、下の子は、入学後、早くから学校のみんなに言っていました。家庭訪問の時には、もう先生もご存じでした。(A家)

事例14

子ども同士が一緒に遊べば、親同士も友だちになるきっかけになります。そんな時、親しい人には、「こういう事情で子どもを授かったんですよ」という話もします。そうすると、その親を通じて、

その子にも、それ以外の親や子どもにも自然に伝わっていくようです。(B家)

事例 15

幼稚園も、小学校も、入園・入学の時に言いました。近所の人たちも知っています。(C家)

事例 16

子どもが反抗してケンカした時なども、すぐ職場の同僚に話します。同僚からは、「Cさんのところは、子どもが言いたいことを言えてるからいいよ。血が繋がっていてもなかなか言えないよ」と言われました。(C家)

(2) 産みの親との手紙や贈り物のやりとり

産みの母から養子への手紙やプレゼントは、テリングで育て親から聞いている産みの母の存在に確信を与える(表2:事例1・2)。しかし、養親が便りを出しても一度も返信がない、あるいは、途中から音信不通になる場合も多い(表2:事例3・4)。前述の産みの母に関する言及と同様、手紙やプレゼントについて兄弟姉妹の産みの母による違いがある場合には、養親は産みの親とのやりとりのない子どもに心を砕いている(表2:事例5)。

表 2. 産みの母との手紙や贈り物のやりとり

事例 1

(産みの母は) 私たちに手紙もくれるし、年に2回(子どもに)プレゼントもくれます。お互いに、手紙には子どものこと以外にも、仕事のことや近況も書いたりしています。(A家)

事例 2

下の子の方は、迎えてからずっと毎年、誕生日とかクリスマスにプレゼントを送ってくれますね。上の子のプレゼントも一緒に送ってくれます。下の子は2歳くらいのとき、産みのお母さんに会ったことがあります。ただ、本人(子ども)は、まだわからなかったのではないのでしょうか。最近、誕生日のときに、写真を(斡旋団体を通じて)送っています。それが届いたときに、産んだお母さんからはお礼の手紙みたいなのが返ってきます。そういう感じのおつきあいです。(B家)

事例 3

上の子は、産みの母からは、一度も便りがありません。こちらからは、年に1-2回手紙と写真を送り、身長、体重、足の大きさなどを知らせたり、「こんなことができるようになりました」、「こんなことをして遊んでいます」といった内容の手紙を送っていました。小学校に入ってから、「走るのが速い」とか、「お手伝いをしてくれている」とかを書いていた。しかし、小学校に入学後しばらくして、(産みの母の)行方がわからなくなっていました。(B家)

事例 4

こちらからは、(養子が)小学1年生になるくらいまで、半年に1回程度、成長の過程を知らせていましたが、その後は送っていません。(産みの母からの)返事や連絡はありません。(D家)

事例 5

bXさんからは、「欲しいものがあったら手紙で言ってね」と言われていますので、クリスマスの前

などには手紙を書きます。プレゼントは年2回ですが、手紙は増えています。下の子の産みの親は、必ず上の子の分もプレゼントを送ってくれています。でも、それはそれで、(産みの母から連絡がない)上の子のことを思うと複雑な気持ちです。今はまだ小さいけど、中学、高校になるとどうなるか心配ですね。(A家)

(3) 産みの親と養子の面会

養子にとって産みの母の存在が疑う余地のない事実となるのは、産みの母との直接の面会である。次の事例は、その面会の様子を垣間見せてくれる(表3a)。

表 3a. 産みの母と養子の面会(事例1)

雨が降ってもいいように、水族館で会うことにしました。何回か会っているので、顔はすぐわかりました。bXちゃん(bちゃんの産みの母)は、その後結婚していて、ご主人と2歳の赤ちゃん(bちゃんの父親違いの弟)を抱いて3人で来ていました。こちらも家族4人で来ると思っていたらしく、「あれ、a君(上の子)は?」と聞かれたので、「お兄ちゃんは、最初は自分自身のお母さんに会いたいといっているの、今回は、bちゃん一人で来ました」と言いました。

すごく混んでいました。赤ちゃんがお母さんを求めるので、なかなか二人だけにしてあげることができませんでした。それでもbが、bXちゃんに「あれ、見て」としゃべったり、bXちゃんもbに話しかけたりしていました。皆で観覧車に乗ったとき、私もbXも怖がったのですが、ご主人が冗談を言って、雰囲気盛り上げてくれました。bも、話の端々に口をはさんだりして、だんだん楽しくなりました。bは弟君と遊んだりもしました。ご主人は、本当にいい人でした。ご主人は、弟君を自分が引き受けて、何とかbとbXちゃんを二人だけにしようとするのですが、弟君がbXちゃんを求めるので、なかなかできませんでした。

会って最初のころ、bが産みのお母さんを「bXちゃん」と名前で呼ぶので、(産みの母は)自分がbを産んだことを、私たちがbに話していないと思ったらしく、「どう接したらいいでしょうか」と聞いてきました。そこで、私たちが「もう知っていますよ」と言うと、随分うれしかったようです。

別れる直前、bが「楽しかったねー。今度は、いつ会えるかな?来週の土曜日は?」と聞くんです。来週の土曜日が運動会でしたからね。bXちゃんは「そうだね、またいつか会えるといいね」と答えました。(A家)

ここでは、産みの母との面会場面に関する報告の部分だけを記したが、実際のインタビューの中では、その合い間合い間に、産みの母との面会がかなわないもう一人の子どもに関する話が登場した。次の事例は、同様の立場にある別の養親から得たものであるが、産みの母との面会場面と、もう一人の子どもへの思いが交錯しながら語られている(表3b)。

表 3b. 産みの母と養子の面会（事例 2）

小学校に上がる年に産みの親に会うことができれば、ちょうど節目になると思い、「産んでくれたお母さんに会ってみたいか？」と本人に聞いてみたんです。すると、「うん、会いたい」と言いました。そのときの印象からすると、そんなに深い意味はなく、ただお友だちと会うような感じにしか見えませんでした。ただ相手の事情で、会えたのはこの時から5年後でした。

もう一人の子ども（妹）は産みの母に会えない状態です。それぞれ子どもの持つ事情が違いますから。妹に対しては、「もうすぐお兄ちゃんはお母さんと会う。bのお母さんとはいつ会えるかは約束できないけども、待っていてほしい」と話をしました。やはり、こういうことは家庭内で隠すことはできませんので、すべてオープンに話しました。子どもがお母さんと会う日、動物園で待ち合わせをしました。そのときに、当然、妹も誘ったのですが、「行かない」と。僕はお兄ちゃんのことより妹の方が心配でした。「お兄ちゃんは会えるのに自分は会えない」というのが、僕らとしてもすごく辛いところでした。

産みのお母さんと会った日の話に戻ります。子どもは、恥ずかしがっていたように見えました。会うこと自体はワクワクして、妹にも「会うんだ」ということを言うておりました。会うということを経験に言うのは、しょうがないと思います。実際に会うと、しばらくは、本人も照れてなかなかお母さんと喋れないんですね。産みのお母さんはお母さんで、ちょっと離れて見ていたという感じでした。やっと話できたのは、別れ際の30分くらい前でした。子どもが産みの親に話しかけ、動物の話をして、はしゃいでいました。傍から見ると、まあ本当に親子そのものだと思います。

そんな姿を、「産みのお母さんが会う機会は、おそらくそうないだろうな」と僕らは思いながら見ていたのですが、たぶん、本人はいつでも会えるような気持ちでいたと思います。できるだけ僕らも合わせてやりたいと思うんですが……。中学生になってから本人の気持ちがどう動くかわかりませんが、会いたいと思っても、逆に僕たちに気を遣うという場面が出てくるんじゃないかなと思います。

向こうのお母さんからプレゼントをいただき、本人もものすごく喜びました。今でも、それを大事に机の引き出しにしまっています。ただ、それを妹には見せびらかして自慢するようなことはありませんので、やはり気を遣っているのかなという感じがします。その日の夕方、妹にはなるべく目を合わせないようにしていたという感じもしました。

妹が出発直前になって行かなかったのは、兄に気を遣ったのかなと思えるのですが、兄は兄で気を遣っているんです。あちらのおばあさんから「何か買ってあげる」と言われた時、彼は、「妹がいるから妹の分が欲しい」と言うんですね。気を遣うんですよ、妹の分も欲しい、と。私としては、「受け取ってくれるかな？」という心配がありましたが、妹は喜んで受け取ってくれました。でも、果たして本当に喜んでいたのかどうか。たぶん気を遣ったのかなと、私は思っているんですけども。（B家）

4. 考察

以上、産みの母が養親・養子家族の中でいかなる位置を占めているのかを考察する手がかりとして、日常会話の中での産みの母についての言及（テリング）、産みの母との手紙や贈り物のやりとり、産みの母との面会という3つの状況について具体的な事例を紹介してきた。これらの事例をもとに、本項では、養親・養子家族において産みの母がいかなる存

在であるのかを理論的に考察してみたい。その理論的考察には、大澤（1990）の社会学的身体論がきわめて有用である。

（１）大澤の身体論

大澤（1990）は、規範の形成プロセスと、規範が帰属される抽象的な身体（第三者の審及）の形成プロセスを、いわばコインの表と裏のように不可分のものとして理論化している。まず、規範とは、妥当な行為（の無限集合）と非妥当な行為（の無限集合）を区別する操作と定義される。妥当な行為とは、そのような行為が生じることが意識的あるいは暗黙裏に想定されているような行為のことであり、それに対して、非妥当な行為とは、そのような行為がまったく想定外であるような行為のことである。非妥当な行為（の無限集合）からの妥当な行為（の無限集合）の区別は、第三者の審及の指し示しによって遂行される。つまり、平たくいえば、何が妥当な行為かは、第三者の審及の「声」によって決まるのであり、妥当な行為を行うということは、第三者の審及の「規範の声」に従っているのである。

では、第三者の審及はいかにして形成されるのか。第三者の審及は、複数の身体が相互に「他の身体になる」状態、つまり、間身体的連鎖の状態から誕生する。たとえば、複数の身体A、B、Cが、濃密かつ頻繁に「他の身体になる」ならば、Aは、頻繁にBでもCでもあったわけであり、BもCも同様であるがゆえに、個別的身体による経験の差異よりも、身体の個別性を越えた共通経験の方が顕在的となり、その共通経験が規範として結実する。また、同時に、その共通経験は、A、B、Cいずれの個別的経験とも同一ではないがゆえに、規範は、A、B、Cいずれの個別的な身体にも帰属しえない。規範は、A、B、Cのいずれでもない第三の抽象的な身体に帰属される他ない。すなわち、規範の形成は、間身体的連鎖を構成したいずれの身体とも異なる第三の身体、すなわち、第三者の審及の形成とパラレルなプロセスである。

第三者の審及は抽象化の道を歩みうる。それは、規範の内実が、より一般的なものへと変化する道でもある。間身体的連鎖から誕生した第三者の審及は、いずれの個別的な身体とも異なるという基本性質から、すでにして抽象的ではあるが、その抽象度は低い。同時に、その第三者の審及の声である規範も、一般性が低く、特殊具体的である。

第三者の審及の抽象化（規範の一般化）に伴う特徴は、第三者の審及が不可視の身体となることである。つまり、間身体的連鎖から誕生したばかりの第三者の審及は、間身体的連鎖を構成した個別的な身体にオーバーラップする。しかし、第三者の審及が抽象化するにしたがって、特定の個別的な身体とのオーバーラップを減じ、次第に不可視の身体へと転じていく。ただし、以上に述べた第三の身体への抽象化（規範の一般化）は、決して必然のプロセスではない。第三者の審及の声が届く（したがって、規範に従う）個別的な身体を、その第三者の審及の作用圏と呼ぶならば、作用圏は常に、作用圏外の違和的な身体との接触可能性を有している。その接触で、もし違和的な身体を作用圏に繰り込むことができれば作用圏は拡大するし、もしそれができなければ、作用圏の方が崩壊することになる。かくして、間身体的連鎖から誕生した第三者の審及は、常に拡大か崩壊からの岐路を歩み続けることになる。

(2) 産みの親の位置

いよいよ、大澤の身体論に基づき、インタビューによって収集した事例を考察しよう。はじめて養子と出会った時のことや、その時に出会った産みの母のことを、散歩しながら、絵本を読みながら、お風呂に入りながら養子に話すとき、養親と養子が間身体的連鎖の時間を共有していたことは想像に難くない。おそらく養親は養子の顔をのぞき込みながら、養子も養親の顔を見上げながら、その会話は続いたであろう。養親は、「わかってくれるかな」と養子の心中を察し、養子は、よくわからないながらも、養親の言葉を心の中で反芻したのではあるまいか。

産みの母に養親が言及している事例のいずれにおいても、産みの母は、養子を産んでくれた存在、だからこそ養親と養子の出会いも可能となった感謝すべき存在として、徹底的にポジティブに言及されている。しかし、どうだろうか。養親は、産みの母に対して、本当にそこまでポジティブな評価をしているのだろうか。確かに、本研究に登場する養親に養子を斡旋した団体は、そもそも、産みの母へのサポートを理念に設立された背景があり、養親希望者にも、産みの母に感謝の念を持つよう指導している。しかし、養親が、斡旋団体の理念そのままに、産みの母に純粋な感謝の念のみを持っているとは思えない。やはり、いかなる理由があつたにせよ、自ら産んだ子を育てない親、育てられないにもかかわらず出産に至ってしまった親に対するネガティブな感情をも併せ持っていると考えの方が自然であろう。

そうだとすれば、養親が養子に対して、産みの母を徹底的にポジティブに語る場合は、養子はもちろん養親にとっても、「産みの母には感謝すべし」という新しい規範を形成する間身体的連鎖の場に他ならない。言い換えれば、養親・養子の間身体的連鎖によって、養親、養子ともに「産みに母には感謝すべし」という価値的規範を創出しているのである。

では、「産みの母には感謝すべし」という規範が帰属される第三者の審及は、いかなる個別の身体にオーバーラップされるのだろうか。おそらく、それは、養親によって言語的に描写される産みの母、あるいは、手紙やプレゼントを送ってくる産みの母であろう。その意味で、「産みの母に感謝すべし」という規範は、「神に感謝すべし」という規範とアナロジカルである。ここに、「神に感謝すべし」と、自らが信仰する神について子どもに教える親がいるとしよう。もちろん、この場合は、親の方は、すでに、神を信仰する規範の作用圏に身を置いており、その作用圏に子どもを組み入れようとしているわけであり、大澤の理論における「規範の伝達」の色彩が濃い。しかし、今、問題にしているのは、間身体的連鎖による規範の創出か、あるいは、既存の規範の伝達かという問題ではなく、規範が帰属される第三者の審及である。「神に感謝すべし」という規範は、場の当事者（親と子）のいずれでもなく、言及される対象としての神に帰属される。これと同様に、「産みの母に感謝すべし」という規範は、言及される対象である産みの母に帰属されるのだ。

しかし、そのような間身体的連鎖を通じた新しい規範の形成も一朝一夕に達成されるわけではない。泣きながら「ウソだ！」と事実を拒否する養子の例（表 1b：事例 9）は、それを物語っている。まさに「テリング」という現在進行形の言葉が含意するように、日々語り続けることによって繰り返し形成される間身体的連鎖の中から、新しい規範が創出される。

言うまでもなく、「産みの母には感謝すべし」という規範は、「自分たちは養親・養子で

ある」という規範を前提にしている。しかし、「自分たちは養親・養子である」という規範は、コミュニティにあつては、ぐるり周囲を真反対の規範、すなわち、「親子は血縁関係で結ばれている」という規範に囲まれている。そのような状況の中で、養親は、幼稚園や小学校の教師に、あるいは、親しくつきあう近所の人たちに、自らの規範を伝達している（表 2：事例 12-16）。養子によっては、養子であることを隠さず、友だちに話す子もいるようだ（表 2：事例 13）。このような家族の外部に向かって「自分たちは養親・養子である」と表明するプロセスは、養親・養子を作用圏とする規範が、作用圏の外部へと伝達されるプロセスに他ならない。この伝達プロセスで作用圏が拡大することにより、「自分たちは養親・養子である」という規範が家族内でもつ効力はいっそう強化され、引いては、「産みの母には感謝すべし」という規範の基盤を強化する。

ここで、養親ですら産みの母に会ったことがないケース、あるいは、音信不通で手紙も来ない産みの母のケースについて考えておこう。これらのケースでは、いかに「自分たちは養親・養子である」という規範は形成されても、「産みの母には感謝すべし」という規範が帰属される第三者の審及が擬制されにくい。ということは、「産みの母に感謝すべし」という規範が擬制されにくいということだ。しかし、われわれが見てきた事例には、自分自身の産みの母についてはほとんど知ることができなくとも、兄弟姉妹が産みの親について養親から話を聞くことができる、兄弟姉妹が産みの母からプレゼントをもらうことができる、あるいは、兄弟姉妹が産みの母に面会できたという事例が含まれていた。また、その場合、養親は、産みの母と会える立場にある子どもに勝るとも劣らず、会えない立場にある子どもに心を砕いていた。会える立場にある子どもも、会えない立場にある兄弟姉妹に対する暖かい気配りを忘れていなかった。さらに、会えない立場にある子どもの方も、産みの母に会えた兄弟姉妹のうれしい気持ちを壊さぬよう気を使っていた（表 3b）。このような家族の互いを思いやる気持ちは、家族全員が間身体的連鎖を構成していることを示している。その間身体的連鎖は、自分自身は産みの母との関係が疎遠であっても、また、「なぜ自分だけ、産みのお母さんに会えないのだ」という寂しさはあっても、自分の産みの母も実際に存在しているはずだという確信を強めるような規範を強化するのではないだろうか。

次に、養子と産みの母との面会に歩を進めよう。養親から話に聞かされていた産みの母、そして、誕生日やクリスマスのプレゼントも送ってくれる産みの母、そのような間接的な関係にあった養子と産みの母が直接対面することは、養子にとっても、産みの母にとっても、また、養親にとっても大きなできごとである。本稿では、産みの母との初めての対面場面を描いた 2 つの事例（表 3a・3b）を紹介した。それらの事例からは、最初は互いにぎこちなかった産みの母と養子、そして、養親もが、時間の経過とともに心を許しあい、楽しいひとときを過ごした様子が伝わってくる。

では、このような楽しい対面は、はたして、その後の頻繁な対面へと繋がっていくのだろうか。まだ幼い養子は別にして、養親と産みの母は、養子と産みの母が頻繁に面会することをはたして望んでいるのだろうか。筆者が、養親との語り合いの中から得た感触は否であった。養親の「小学校入学が節目になると思い…」という発言は、裏を返せば、「人生の区切りに合わせれば十分」と言っているかのようである。また、産みの母と戯れる養子を見ながら、「今後は、そんなに会う機会はないだろう」と思う養親の心情には、「そん

なに頻りに会う必要はないだろう」という気持ちも交錯しているのではなかろうか。他方、産みの母の気持ちを押し量る手だてはないが、産みの母の方から養子との面会を斡旋団体に求めてきた例はほとんどないようである。実際、産みの母には、養子縁組によって予期せぬ出産を過去のものとし、新しい人生に踏み出した人が多い。

ここで、養親と養子の間には、「産みの母には感謝すべし」という規範が形成されているという前述の考察を思い出してほしい。とりわけ、産みの母との面会が実現したケースにおいては、そのような規範が形成されていたことは、ほぼ間違いないと見てよいだろう。しかも、その規範が帰属される第三者の審及は、産みの母であることも、すでに考察したとおりである。その考察が妥当であるとして、大澤の身体論に準拠するならば、一つの仮説が浮上する。その仮説とは、産みの母を第三者の審及とする「産みの母には感謝すべし」という規範は、第三者の審及が不可視化するプロセスによって、より安定的に確立された規範になっていくはずだ、という仮説である。この仮説に立つならば、産みの母との頻繁な面会、すなわち、養親・養子に対する産みの母の頻繁な現前は、第三者の審及と産みの母という可視的な身体とのオーバーラップを維持、強化し、それが故に、規範の抽象化を妨げる効果をもたずである。さらに、産みの母との直接的接触は、養親・養子と産みの母の間に新たな間身体的連鎖を構成し、上記の規範とは整合しない規範が擬制される可能性もはらんでいる。たとえば、何らかの理由によって、産みの母が、感謝の念に値しないと養親・養子に映る行為をとるかもしれない。その場合には、産みの母に対する感謝の念を否定するような規範が、間身体的に擬制されるかもしれない。そのような場合を含めて、産みの母との頻繁な接触は、「産みの母に感謝すべし」という養親・養子の間に形成された規範にとって整合的ではない規範を醸成する間身体的連鎖が発生する可能性をはらんでいる。おそらくは、産みの母との頻繁な接触に対する養親の否定的態度は、「産みの母には感謝すべし」という規範が安定化に向かうプロセスの一断面ではなかろうか。

以上の考察を通じて、本稿の課題、すなわち、養親・養子家族において産みの母がいかに位置づけられているかという課題について、結論を述べることができる。産みの母は、「産みの母には感謝すべし」という、養親・養子を作用圏とする規範が帰属される第三者の審及がオーバーラップする身体である。したがって、この規範が安定化するためには、そのオーバーラップが減じられること、つまり、第三者の審及が不可視の状態に接近していくことが必須である。そのためには、少なくとも、第三者の審及が、より可視化される逆方向の道、すなわち、規範の崩壊に向かう道は回避されねばならない。つまり、養親・養子が産みの母を感謝しようとするほど、産みの母との直接接触は回避すべきものとならざるをえない。そこには、感謝すべき対象であるとともに、直接的接触は回避されるという、産みの母のアンビバレントな位置づけがある。これが、本論文の課題に対する、現段階における筆者の回答である。

(3) 核家族への含意

本稿を結ぶに当たって、上記の結論に至った一連の考察が、血縁関係によって結ばれた一般の親子関係に対してもちうる含意に触れておきたい。たしかに、産みの母は、養親・養子に特有の存在である。しかし、産みの母は、直接育て育てられる関係にある親子関係（養親・養子関係）の外部にいる身体であることに注意したい。産みの母への感謝は、生

を与えてくれた存在に対する感謝に他ならない。しかも、産みの母への感謝が安定的に維持される養親・養子家族においては、産みの母は不可視の存在にならなければならなかった。つまり、産みの母に対する感謝が持続する養親・養子家族には、生を与えてくれた不可視の存在に対する感謝の念が醸成されているのである。

翻って、一般家庭の親子関係を見るならば、直接的には、生を与えてくれた存在は、眼前の両親に他ならない。言うまでもなく、両親は、育て育てられる家族関係のメンバーである。すなわち、一般家族においては、家族（とりわけ核家族）の外部に、生を与えてくれたことに感謝する対象を見出すのが、極めて困難な状況がある。

しかし、いかに生物学的には、両親の生殖行為によって母親の母体から出産されたにせよ、自らに生を与えてくれた存在は両親のみ、なのだろうか。第一、その両親ですら、それぞれに両親を持ち、その生物学的系譜はさらに先祖へと遡ることができる。また、人間は社会的動物であるといった大仰なセリフを持ち出すまでもなく、出産という営為を含め、誕生後の生もことごとく広範な人々に依存している。つまり、われわれの生は、いちいちリストアップできないような、茫漠たる「世間」によって与えられている。

大家族、あるいは、先祖といった感覚を喪失した現在の核家族では、ともすれば、家族に関するあらゆる問題を、両親と子どもという閉鎖的関係の内部の問題として自己完結的に捉える傾向がある。そこには、茫漠とした不可視の存在に対する感謝や畏敬の念が見失われがちである。そのような過剰な、したがって無理のある自己完結性の妄想は、一旦親子関係の内部に不信と憎悪の悪循環が開始された時の歯止めを見出しにくくする。もちろん、現代の家族問題のすべてを、この点に帰着できないのは言うまでもないが、同時に、その少なからざる部分が、外部への感謝を喪失した核家族の特性に起因することもまた事実ではあるまいか。

引用文献

- 大澤真幸 (1990). 身体の比較社会学 I 勁草書房.
- 樂木章子 (2003). 施設で育てられた乳幼児との養子縁組を啓発する言説戦略: ある養親講座の事例研究 実験社会心理学研究, **42**, 146-265.
- 樂木章子 (2005). 血縁なき親子関係をつくるネットワーク—NPO 法人「環の会」の事例研究. 実験社会心理学研究, **44**, 15-26.
- 樂木章子 (2006). 家族: 血縁なき「血縁関係」 杉万俊夫 (編著) コミュニティのグループ・ダイナミックス 京都大学学術出版会 239-270.
- Rakugi, A. (2007). Transcendental nature of norms: Infants in residential nurseries and child adoption. In T. Sugiman, K. J. Gergen, W. Wagner, Y. Yamada (Eds.), *Meaning in Action: Constructions, Narratives, and Representations*. Springer, 149-162.
- 米倉明 (1998). 特別養子制度の研究 新星出版

—— 2009. 5. 25 受稿、2009. 10. 19 受理 ——

Psychological positioning of a biological mother in an adoptive family: An implication for a nuclear family

Akiko Rakugi (Okayama Prefectural University)

It was investigated how a biological mother was psychologically located in a family where her child had been adopted with the help of a non-profit organization that promoted child adoption. Following the organization's policy, the adoptive parents initiated and maintained an ongoing dialog with their adopted child regarding his/her origins and biological mother. In Japan, such a disclosure is rare and not commonly made among adoptive families. The organization respected the right of a biological mother to meet her child and arranged meetings of the two whenever the adoptive family agreed. Again, such an arrangement is unusual, and not commonly found in Japan.

Four couples who adopted their child through this organization and followed its policy were interviewed in this study. The interview focused on (1) the way in which a biological mother was referred to in the everyday life of adoptive family, (2) the written communication between a biological mother and an adopted child and a gift that was sent from her to her child, and (3) the experiences acquired during the meeting of an adopted child with his/her biological mother. As a result, we found a social norm developed i.e. the biological mother was respected by the adoptive family and thus she was regarded as if she were a transcendental figure like a goddess in the family.

Having assumed that a transcendental figure can be effective by the nature of abstractness, or remoteness from those who follow it, we reasoned and interpreted that frequent meetings with a biological mother would not be as effective as infrequent meetings. These meetings would occur only at milestones of the child's life such as the entrance into elementary school. Furthermore, we discussed and hypothesized an implication of this study for a nuclear family. Compared with the adoptive family above, an ordinary nuclear family is generally characterized by self-containedness within a direct parental relationship because it is rare to have a transcendental figure outside the family as far as child-raising is concerned. It might be that the presence of an external transcendental figure could play an important role in preventing the escalation of a vicious cycle like child abuse.

Key words: child adoption, biological mother, norm, nuclear family

Author:

Rakugi, A.

Department of Welfare and Health Science, Okayama Prefectural University,
Soja city, Okayama, Japan. Mail: arakugi@fhw.oka-pu.ac.jp